

氷雪販売業、旅館業にかかる特別利率適用設備に「発電設備」を追加するとともに、全業種に省エネルギー設備として「ヒートポンプ方式熱源装置」を追加することとしている。

さらに、平成24年4月から金利体系が変更となることに伴い、その円滑な実施を促進する観点から、無担保・無保証人の貸付制度である生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度について、条件緩和を行うこととしている。また、東日本大震災復興特別貸付の取扱延長をするなどし、貸付制度の更なる充実を図ったところであり、より一層、積極的な活用が図られるよう営業者に対する周知方をお願いする。

(5) 理容業・美容業について

①理容師・美容師養成施設の指定等について

理容師養成施設及び美容師養成施設の指定等については、各地方厚生（支）局において実施しているが、これらを円滑に実施するためには都道府県の御協力が不可欠であり、今後とも情報提供や立入調査等について格別の御協力方をお願いする。

②理容所及び美容所に対する指導監督について

理容所及び美容所に対する指導監督については、その衛生水準を確保するために実施していただいているが、理容師又は美容師の資格を有しない者による理容行為又は美容行為等不適切な業務や、理容所で美容師が働くといった混在勤務が行われることのないよう、指導監督の徹底をお願いする。

③まつ毛エクステンション業について

まつ毛エクステンションについては、美容師免許を有しない営業者の実施したサービスにより、健康を害した利用者が発生した事案を契機として、平成20年、平成22年に美容師が行う業務として通知している。

一方で、美容師免許を有しない営業者が多数営業を行っているとの情報があり、まつ毛エクステンションのサービスを受ける消費者の安全を基本として平成23年11月より「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において、安全なまつ毛エクステンションの在り方について検討を始めている。

④エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議について

平成23年12月21日に消費者委員会委員長から厚生労働大臣に対して「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」がなされた。

建議の中では、厚生労働省及び消費者庁に対し、

- ・健康被害等に関する情報の提供と的確な対応
- ・エステ等を利用する消費者の安全確保のための措置
- ・不適切な表示(広告)の取締りの徹底
- ・美容医療サービスを利用する消費者への説明責任の徹底

について指摘されている。

今回の建議には、地方自治体内の連携不足等についても指摘されており、今後、関係省庁とも連携しつつ、対応を検討していく。

(6) 旅館業法における構造設備要件について

旅館業法における構造設備基準の規制緩和要望については、「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において検討を行ってきており、平成23年12月に「町家・古民家の規制緩和」について、検討会としての意見をとりまとめた。今後、規制改革及び特区の動向を踏まえ対応していくこととしている。

(7) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策について

公衆浴場等を発生源とするレジオネラ症の発生・拡大防止については、各都道府県で条例等を定め、営業者に対し指導していただいているが、引き続き、周知徹底を図るとともにレジオネラ症患者発生時における感染源の特定等、迅速な対応をお願いします。

なお、2月17日に開催の「生活衛生関係技術担当者研修会」において、レジオネラ症の最新の動向、検査方法等の最新の知見等の講演を予定しているので、活用されたい。

(8) クリーニング師の研修受講等の促進について

クリーニング師研修等事業については、昨年、研修等事業の在り方について検討を行ったところであるが、特に、受講率については、2年間で受講率の大幅向上を図ることとされている。しかしながら、昨年実施された研修については、極めて低調な受講状況となっている。

このため、クリーニング師研修等を指定する各都道府県においては、クリーニング師の研修等の受講について、受講対象者の明確化、営業者に対する周知を徹底する等、受講促進のより一層の御配慮をお願いします。

(9) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場について

地方公共団体において、関係部局が連携し、新たに、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場が違法に立地することを防止する取り組みを進めることが必要となることから、建築指導部局及び消防担当部局との連携に努めるようお願いしたい。

また、クリーニング事業者が建築基準法の違反是正措置を講じるため、違反是正に係る猶予期間、申請書類等の簡略化、申請手数料の減免等を講じている地方公共団体も出てきている。特定行政庁と協議を行う際には、引き続き都道府県センターとともにご協力をお願いしたい。

(10) 地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループについて

近年の地域保健を取り巻く状況の変化に対応し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域保健の確保を図る検討を地域保健対策検討会で行っている。このうち地域における衛生水準の向上や環境衛生監視員の専門性確保及び監視機能の充実など、対物保健サービスに関する事項の検討を行っており、本年1月27日の検討会に報告したところである。

(11) 振興指針について

飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業について、現行指針の課題を踏まえ、改定方針を明確にした上で、改正を行うこととしており、本年3月を目途に官報告示する予定である。

▼改定方針

生活衛生同業組合の事業実施状況を踏まえ、予算措置（補助金）、金融措置（融資）、税制措置等の制度やこれらの改革内容を新たに加えるとともに、営業者、組合等が当該支援制度の具体的活用にあたって理解を深められるよう、実践的かつ戦略的な指針となるよう改定する。

また、生活衛生同業組合が作成する振興計画の認定事務は地方厚生局が行うこととなっているため、各都道府県においては、地方厚生局と連携を図るとともに、認定を受けた組合において、毎事業年度終了後に提出する実施状況報告に加え、5年計画の4年目及び5年目終了時に、4年間の実績まとめと自己評価（中間評価）及び5年間の実績まとめと自己評価（事後評価）の報告を求めることとしているので、当該事務が円滑に実施されるよう、引き続き、ご協力をお願いする。

なお、平成24年度は食鳥肉販売業の振興指針の改正を予定している。

(12) 標準営業約款の登録普及促進について

標準営業約款については、これまでクリーニング業、理容業及び美容業で設定されており、平成17年からはめん類飲食店業及び一般飲食店営業でも設定され、現在5業種について設定されている。

財団法人全国生活衛生営業指導センターにおいて、平成元年度から毎年11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、特にこの期間における普及及び登録促進を実施するほか、ホームページ（<http://www.seiei.or.jp/anant/mark.html>）や広報誌への掲載等による広報を行っている。

各都道府県、保健所設置市及び特別区においても、約款の普及及び登録促進のため、地域広報誌への掲載、関係団体への協力依頼等を積極的に実施されるようご配慮をお願いする。特に、消費者に最も身近な市町村レベルでの広報の活用は、本制度の普及及び登録促進にとって効果的であるので、管内市町村等への要請方御配慮願いたい。

また、平成21年度から標準営業約款登録事業者に対しては、株式会社日本政策金融公庫の融資が一層低利に受けられることから、都道府県センターと連携を図り各営業者の登録促進に配慮願いたい。

なお、都道府県センターに標準営業約款制度の推進を図るための検討の場を未だ設置していない都道府県においては、同センターに対して早急に設置するよう指導をお願いする。

2. 建築物衛生対策について

(1) 建築物等の衛生対策について

特定建築物の衛生対策については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号)に基づき推進しているところであるが、空気環境の調整等一部の建築物環境衛生管理基準については、不適合率が高止まりしている。引き続き立入検査等を通じた指導助言の強化をお願いしたい。

(2) シックハウス対策について

住宅等の室内で、建材から放散する化学物質等を原因とした室内空気汚染等による健康影響の問題、シックハウス症候群については、様々な要因が複雑に関係していると考えられ、これまで関係省庁において原因分析、防止対策、相談体制整備、研究、汚染住宅の改修等の総合的な対策が行われてきたところである。このうち、厚生労働省の主な取組は以下のとおりである。

① 室内空気中の化学物質による健康影響等に関する研究等について

平成23年度は、これまでの研究成果を踏まえ、シックハウス症候群の発生予防・症状軽減のための室内環境の実態調査と改善対策に関する研究を行っている。

② 建材等から放散される化学物質の室内濃度指針値等の策定について

これまでにホルムアルデヒド等13物質の室内濃度指針値とTVOC(総揮発性有機化合物)の暫定目標値のほか、「室内空気中化学物質の測定マニュアル」及び「室内空気中化学物質についての相談マニュアル作成の手引き」を策定した。

③ シックハウス担当職員研修について

2月17日開催の「生活衛生関係技術担当者研修会」において、シックハウス症候群について専門家から講演をいただく予定である。

各都道府県等においては、これらを活用等いただき、シックハウスに関する情報収集、普及啓発及び相談体制の充実について、引き続き特段の御配慮をお願いしたい。

3. その他

(1) 東日本大震災に際しての御遺体の埋火葬について

東日本大震災に際しての多くの御遺体の埋火葬については、墓地埋葬法の規定に従い、御遺体の尊厳を守りつつ、迅速かつ円滑な実施に取り組んでいただいた。

各地方公共団体、関係団体の御協力に厚く御礼申し上げます。

(2) 墓地を経営する特例民法法人に対する指導助言について

「公益法人制度改革に伴う「墓地経営・管理の指針」の解釈等について」(平成

20年8月14日付け厚生労働省健康局生活衛生課長通知)」において、「墓地経営・管理の指針」における公益法人には公益認定法人が該当する旨、お示している。

新公益法人制度が施行された平成20年12月1日以降、新たな墓地経営を行う法人に対する墓地経営許可申請については、適切に対応いただいているものと考えているが、現在墓地経営を行っている所管の特例民法法人に対しても、移行期間内に公益認定法人に移行することができるよう、所要の指導・助言等をお願いしたい。

(3) 基礎自治体への権限移譲について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）が、平成23年8月に公布されたことに伴い、生活衛生課関係では7つの法律が改正される（併せて所要の政令改正も行われる。施行日はいずれも平成24年4月1日）。円滑な施行に向けて準備をお願いしたい。

(4) 大臣表彰について

当課所管の大臣表彰については、以下のとおりであり、平成24年度も昨年同様に実施することとしているので、理容師美容師養成功労者については5月末日まで、その他の表彰については6月末日までに被表彰者の推薦をお願いしたい。

① 生活衛生功労者表彰（表彰式典：平成24年10月26日〈予定〉）

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項に規定する営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上に特に顕著な功績があった者を表彰。

② 理容師美容師養成功労者表彰（表彰式典：平成24年8月上旬〈予定〉）

現に理容師又は美容師の養成施設経営者又は教職員であり、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績があった者を表彰。

③ 建築物環境衛生功労者表彰（表彰式典：平成25年1月下旬〈予定〉）

建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者を表彰。

(5) 生活衛生営業経営特別相談員功労者に対する健康局長感謝状について

都道府県生活衛生営業指導センター設立の節目の年（10年毎）において、生活衛生営業経営特別相談員として、永年、生活衛生関係営業の経営指導、育成に精励し、その功績が特に顕著と認められる者（同功績により都道府県知事の表彰又は感謝状を受けたことがある者で、かつ、2期6年以上その職にあるものが条件）に対し、健康局長感謝状の贈呈を行っていることから、該当する都道府県がある場合は、推薦方をお願いしたい。

参 考 资 料

